

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、本年7月頃、厚生労働大臣に対し、2018年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

昨年、同審議会は、全国加重平均25円の引上げ（全国加重平均848円）を答申した。当会は、労働者の生活の安定を図るためには時給1000円程度の最低賃金でなければならず、2017年度においては少なくとも800円を超える最低賃金額の答申を行うべき旨の会長声明を発したものの、岩手地方最低賃金審議会は上記中央最低賃金審議会答申に基づき岩手県における最低賃金額を22円引上げ738円と決定した。

しかし、時給738円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても月収約12万7000円、年収約152万円にしかならず、労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難であり、「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とする労働基準法1条及び最低賃金は「労働者の生活の安定の確保」に資することを目的とするとする最低賃金法1条の趣旨にも悖るものといわなければならない。

しかも、最低賃金の地域間格差は依然として拡大しており、2017年度は最も高い東京都（958円）と岩手県では220円もの差が生じている。同じ社会で生活をしているにもかかわらず、就労する都道府県によってこれほどまでに最低賃金に差が生じる状況は、明らかに異様であり、最低賃金の地域間格差の縮小は喫緊の課題である。

また、政府目標は2020年までに全国加重平均1000円にす

るとしており、岩手においてこの1000円を実現するためには1年あたり87円以上の引き上げが必要となる。

したがって、岩手地方最低賃金審議会は、今年度は、少なくとも時給825円を超える大幅な最低賃金の引上げを答申すべきである。

また、審議会における審議、議事録及び配布資料等の公開も重要である。審理の全面公開を実現している鳥取地方最低賃金審議会では、公開による問題は何ら生じておらず、岩手地方最低賃金審議会においても、審理の公開を積極的に推進すべきである。

我が国の貧困と格差の拡大は深刻な事態となっており、女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化している。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻害する大きな要因となっている。貧困と格差を解消するためにも、最低賃金の地域間格差を解消するためにも、岩手地方最低賃金審議会においては、最低賃金の大幅な引き上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

以上

2018年（平成30年）6月20日

岩手弁護士会

会長 太田 秀 榮

